

e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。
(注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 e-Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e-Tax義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

Q3 大法人がe-Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。
(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q4 インターネット回線の故障などによりe-Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。
なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。

Q5 通算法人の法人税等のe-Tax義務化の開始時期は？

令和2年度税制改正により、通算法人はe-Tax義務化の対象となりました。法人税及び地方法人税は、通算法人となった日以後に開始する事業年度からe-Tax義務化の対象となります。
なお、「通算法人となった日」とは以下の日を言います。
【「グループ通算制度の承認の申請書」により承認を受けた法人】
グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日
【連結納税制度からグループ通算制度へ移行した法人】
令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日

大法人についてe-Taxが義務化されました!!



平成30年度税制改正(最終改正: 令和2年度)により「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました(以下「e-Tax義務化」といいます。)

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の**全て**

対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて
資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 通算法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※1 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体
※2 通算法人の消費税及び地方消費税は、事業年度開始の時ににおいて
資本金の額等が1億円を超える法人のみが対象となります。



対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書



適用日

令和2年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

また、e-Tax義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していきます。

詳細は次ページ

e-Tax義務化とともに、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。

提出情報等のスリム化

勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能となりました。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行いました。

イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要としました。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要としました。

データ形式の柔軟化

法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能としました(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ e-Taxで送信可能なデータ形式は、XML形式又はXBRL形式に加え、CSV形式としました。

提出方法の拡充

e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大しました。

添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能としました。

申告書等の通算親法人による提供

通算親法人が、他の通算法人の法人税に関する申告書等をe-Taxにより提供することを可能とします。

提出先の一元化

国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能としました。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書等を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要としました。

認証手続の簡便化

法人の認証手続の簡便化

- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止しました(これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。)
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能としました。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>

《掲載内容》
・電子申告の義務化の概要
・電子申告の義務化の対象法人一覧表
・利便性向上施策等一覧(施策別)
・電子申告の義務化についてよくある質問

など

